

三川中いじめ防止基本方針

令和8年4月
三川町立三川中学校

学校いじめ防止基本方針

三川町立三川中学校

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、三川町教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「いじめ防止のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月14日最終決定。）及び「山形県いじめ防止基本方針」「三川町いじめ防止基本方針」を参考に「学校いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

- ① 「いじめ」とは、本校の在籍生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことを書き込まれる。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

- ② いじめの問題に対する教職員の基本的認識

- ① 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣かつ卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ② いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
※当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ③ いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ④ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

2 いじめ防止のための組織（いじめ防止対策推進法22条：必置）と具体的な取組

- (1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ防止対策推進委員会」を置く。委員は、校内委員と校外委員で構成する。

- ① 校内委員 … 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談担当、部活動担当、該当担任等、学校支援員、教育相談員
- ② 校外委員 … PTA会長、体育文化後援会長、同窓会長、学校医、民生児童委員協議会長、主任児童委員、三川駐在所長（鶴岡警察署）、その他心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者など

- (2) 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組を行う。 → 「いじめ防止のための取り組み年間計画」参照のこと

- ① 「学校いじめ防止基本方針」及び、それに基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。 → **保護者や地域に取り組む状況を発言することがポイントとなる。**
 - ・ いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるようにする。

- ② いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 教師による指導について

- 校内研修の確立と情報共有の場の確立及び生徒への指導の徹底
- いじめを許さない体制の確立と生徒への周知

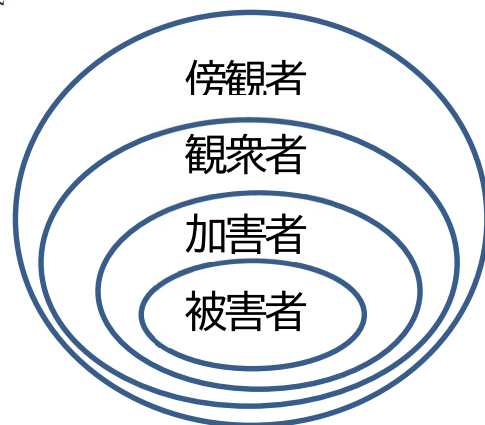
いじめ防止対策推進法 第四条(いじめの禁止)

「児童等は、いじめを行ってはならない。」とあり、児童生徒はいじめをしてはいけなことが法に定められています。

- いじめのサインの共通理解
- 生徒の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり
- 道徳の時間を中心とした全教育活動における指導
- 生徒理解による教育活動の精選、ねらいの確立
- 社会体験や自然体験を含む体験活動の推進と充実
- 日常的な「わかる・できる」授業の実践
- 相互の授業の公開と参観等、多くの目で各学級を見る（いつでもどうぞの三川中）
- 教員自身の指導の振り返り（教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方を常に振り返る）

いじめ集団の四層構造

ポイントは、「傍観者」「観衆者」が勇気を持って、「救済者」となること！！



(2) 生徒に培う力とその取り組み

① 生徒に培う力

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。思いやりの心。
- 言える力（訴える）。相談する力。勇気や行動力。体力。精神力。
- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。関心をもつ力。気付く力。想像力。規範意識。陽転思考。鈍感力。自分を見つめる力（自分の弱さを認める）
- 生徒が円滑な他者とコミュニケーションを図る能力。（自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力を育てる）
- ストレスに適切に対処できる力。（ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動やスポーツなどで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む）自己有用感、自己肯定感。
- 社会と直接つながるネットモラルに係る適切な利用と判断する力。
- いじめを自力で解決する力。正義感。困っている人を助ける力（助けられたら「ありがとう」と）。
- ソーシャルスキルやアサーショントレーニング等を活用する。

② 取り組み

- ・ 「いのちの教育」及び、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進、読書活動・体験活動などの充実。
- ・ 授業や諸活動において一人一人の活躍の場を保障し、互いに認め合える集団づくり。
- ・ 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定。
- ・ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の充実。
- ・ 社会地域参画活動の推進。

(3) 生徒の主体的な取り組み

- ① 生徒会によるいじめ撲滅の宣言や標語づくり等、生徒自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。このような主体的な取組を通し、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考え方は誤りであることや、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりは、深刻な精神的危害になること等を学ぶ。
- ② 生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりすることなく、教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、活動の正しい方向性を見守りながら指導するよう心がける。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 学年・学級懇談会、家庭訪問、学校（学年・学級）だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。

いじめ防止対策推進法 第九条(保護者の責務等)

「保護者は、子の教育について第一義的な責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」とあり、保護者が家庭等において、いじめを行わないよう指導することが法に定められています。

また、「2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。」とあり、子どもを守ることも定められています。

- ② メディアやインターネット等情報通信機器におけるペアレンタルコントロールの取り組みを具体化し、家庭との連携を図って取り組む。
- ③ 町内の保幼園・各小中学校との連携を図りながら取り組みを推進する。
- ④ 学校、家庭、地域、関係機関がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域や関係機関と連携した対策を推進する。

4 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ② 定期的なアンケート調査により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、生徒が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ③ 休み時間や部活動、放課後の雑談の中などで児童・生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート、部活動ノート等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

《学校における「いじめのサイン」の例》

- ◇急な体調不良
- ◇遅刻や早退の増加
- ◇授業への遅参
- ◇保健室来室回数の増加
- ◇授業開始前の机・椅子・学用品等の乱雑さ
- ◇学用品・教科書・運動着等の紛失
- ◇学用品・教科書・運動着等の破損、落書き
- ◇日常交流のない生徒との行動
- ◇発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- ◇多数生徒からの執拗な質問や反芻
- ◇特定生徒の発言へのどめきや目配せ
- ◇突然のあだ名
- ◇休み時間等での単独行動
- ◇美術や技術、保健体育、書写等での衣服の過度の汚れ
- ◇特定生徒からの逃避・忌避
- ◇特定生徒の持ち物からの逃避・忌避
- ◇マスクをする（顔を隠したがる）〔現在はコロナ対応中〕
- ◇カットバン等が増える
- ◇一人で本を読むなど孤独
- ◇テンションの上下動がある 等

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
→ 学校に相談していただくことはいつでも受けておりますが、9ページに相談ダイヤル等があります。
- ② 相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ③ 教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ④ 生徒との信頼関係を基盤に、生徒一人一人に寄り添う姿勢で丁寧に対応する。
- ⑤ 生徒の相談に対し、「たいしたことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価せず、相談を受けたら真摯に対応し、具体的な行動により相談者の信頼に応える。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携について

- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭における「いじめのサイン」の例》

- ◇登校しぶり
- ◇転校の希望
- ◇外出の回避
- ◇感情の起伏の顕著化
- ◇隠し事の発覚
- ◇教師や友達への批判増加
- ◇家庭でのお金の紛失
- ◇荒くなる金遣い
- ◇物がなくなる、壊れる
- ◇長時間の電話等や過度に丁寧な対応
- ◇衣服の不必要な汚れ
- ◇体への傷やいたずらの痕跡
- ◇保護者来校の拒絶
- ◇過度のインターネット等通信機器への対応
- ◇「大丈夫」とよく言う
- ◇表情が暗い
- ◇無口になる（会話を避ける、しない。） 等

《地域で見られる「いじめのサイン」の例》

- ◇登下校中に特定生徒が、他の生徒の荷物等を過度に持つ
- ◇一人だけ離れて登下校する
- ◇故意に遅れて登校する
- ◇地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンといる
- ◇地域の公園等で一人の生徒を数名で取り囲み、言い合ったり、こづいたりする
- ◇コンビニや地域の商店等で、物品や飲食物をおごらされている
- ◇グループからよく置いていかれる
- ◇地域行事に参加しなくなる 等

いじめ早期発見のためのチェックリスト例（教職員用）

いじめが起こりやすい・起こっている学級集団

- A 朝いつも誰かの机が曲がっている・・・・・・・・・・（ ）
- B 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする・・・・・・・・（ ）
- C グループ分けをすると特定の子どもが残る・・・・・・・・（ ）
- D グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある・・・・・・・・（ ）
- E 些細なことで冷やかしたりするグループがある・・・・・・・・（ ）

いじめられている子ども

◆日常の行動・表情の様子

- ① 遅刻・欠席が多くなる・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ② 顔色が悪く、元気がない・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ③ 早退や一人で下校することが増える・・・・・・・・・・（ ）
- ④ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる・・・・・・・・（ ）
- ⑤ 下を向いて視線を合わせようとしない・・・・・・・・・・（ ）
- ⑥ 友人に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

◆授業中・休み時間

- ⑦ 発言すると、周囲から冷やかされる・・・・・・・・・・（ ）
- ⑧ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える・・・・・・・・・・（ ）
- ⑨ グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある・・・・・・・・（ ）
- ⑩ 班編制の時孤立しがちである・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ⑪ 教室へいつも遅れて入ってくる・・・・・・・・・・（ ）
- ⑫ 教職員の近くにいたがる・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

◆昼食・清掃時

- ⑬ 食事の量が減ったり、食べなかったりする・・・・・・・・（ ）
- ⑭ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている・・・・・・・・（ ）
- ⑮ 一人で掃除をしている・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

◆その他

- ⑯ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる・・・・・・・・（ ）
- ⑰ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す・・・・・・・・（ ）
- ⑱ 衣服の汚れや破れが見られる・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ⑲ 手や足に擦り傷やあざがある・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ⑳ けがの状況と本人が言う理由が一致しない・・・・・・・・（ ）

いじめている子ども

- ア 家や学校で悪者扱いされていると思っている・・・・・・・・（ ）
- イ あからさまに、教職員の機嫌をとる・・・・・・・・・・（ ）
- ウ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ・・・・・・・・（ ）
- エ グループで行動し、他の子どもに指示を出す・・・・・・・・（ ）
- オ 他の子どもに対して威嚇する表情をする・・・・・・・・（ ）

いじめ早期発見のためのチェックリスト例（家庭用）

以下のような視点からお子さんの様子を確認してみてください。気になる様子や変化がみられる時は、学校へぜひご相談ください。

● 友人関係について

1・2・3(回目)

- 友達のことをたずねたとき表情が暗くなり、話をしなくなるなど、言葉数が減る。
- 不審な電話、嫌がらせのメールなどが来る。友人からの電話で急な外出が増える。
- 親しい友人が来なくなり、これまで見かけない者がよく訪ねてくる。

● 金品について

- 買い与えたものがなくなっていたり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。

● 登下校について

- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気など身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。

● 本人の言動について

- 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。

● 本人の様子について

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのをさけるため)
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- 投げやりで集中力がなくなる。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- インターネットやメール等を利用しながら表情がくもる。

● 本人の行動について

- いらいらして反抗的になったり、急に元気がなくなったりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
- 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- メールを見ない。パソコンの前に座らない等、IT機器を遠ざけるようになる。
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。

● 本人の学習について

- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったり、急激に成績が下がる。

5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

【 独自の判断はしない！ 素早く対応する！！ 】

- ◆「まあ様子を見よう。」「悪ふざけだろう。」「単なる喧嘩だろう。…」という安易な考えは捨てる。
- ◇「いじめは絶対に許されない」という認識に立つ。
- ◇「早期かつ即時対応」と「組織対応」の認識に立つ。
- ◇「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- ◇「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

（１）素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた生徒へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。対応にあたっては、本人や保護者の意向を受けながら対応する。
- ④ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、速やかに三川駐在所など関係機関と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、適切に援助を求める。

（２）発見・通報を受けての組織的対応

- 発見、通報を受けた教職員は迅速に、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って三川町教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

（３）被害者への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、山形県教育委員会のいじめ解決支援チームなど関係機関や外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した事実を正確に記録し、適切に提供する。

（４）加害生徒及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- ② いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて山形県教育委員会のいじめ解決支援チームなど関係機関や外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連

絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、関係機関や外部専門家との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、一律の基準により一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について三川町教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを納得させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという決意や気持ちを行き渡らせるように指導する。
- ② いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

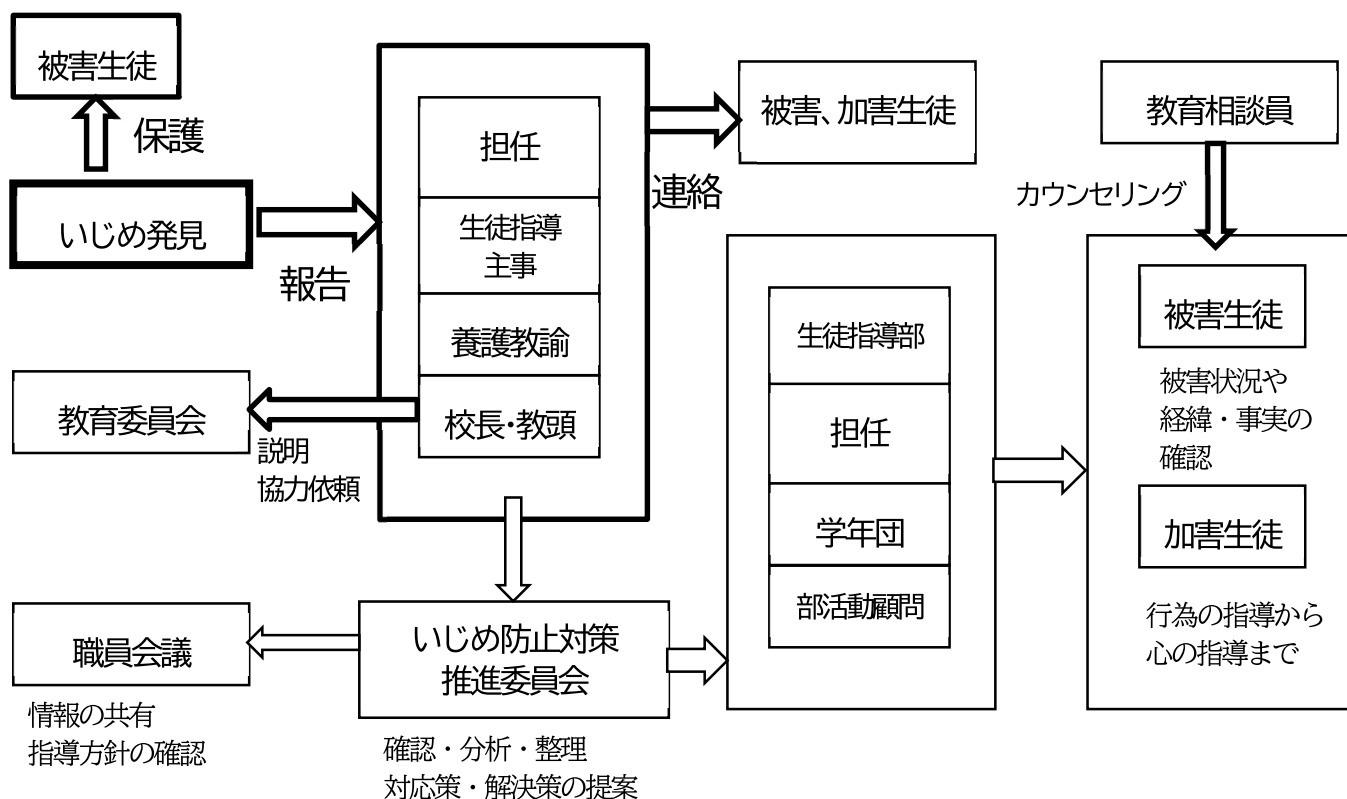
(6) ネットいじめへの対応 等

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。なお、削除の前に画面を写真に撮るなどして記録に残しておく。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに三川駐在所に通報し、適切に援助を求める。
- ② 早期発見の観点から、三川町教育委員会等と連携し、必要に応じて学校ネットパトロールの実施を検討し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。
- ③ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていくとともに、家庭においても、定期的に点検したりして不適切な利用がないように指導するよう協力を求めていく。

(7) アンケートの実施について

- ① いじめがあった場合（疑いも含む）は、全生徒にアンケートを取る場合がある。
※アンケートは、調査主体（学校側）が必要等判断した生徒に限る場合もある。
- ② いじめがあった場合（疑いも含む）は、全生徒から聞き取り（1回30～40分程度）を行う場合がある。
※聞き取りは、調査主体（学校側）が必要等判断した生徒に限る場合もある。

いじめ発見後の対応



6 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置 (いじめ防止対策推進法 28 条①: 必置) と調査の実施

- ① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該生徒が「相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、三川町教育委員会の判断に基づき、速やかに下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

② <重大事案と想定されるケース>

- ・ 生徒が自殺を凶った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 保護者が「重大な事態である」と申し立てをした場合 等

③ 重大事案に係る組織の構成

- ・ 校内における「いじめの防止等の対策のための組織」を母体としつつ、三川町教育委員会及び山形県教育委員会「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。
- ・ 調査組織の構成員については、以下の団体等より選出するが、三川町教育委員会の指示を仰ぎながら決定する。
例…山形県弁護士会・山形県医師会・人権擁護団体・PTA代表・
学識経験者・心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- ・ 具体的な人選については、事案との関係を勘案し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。

(2) 校内の連絡・報告体制

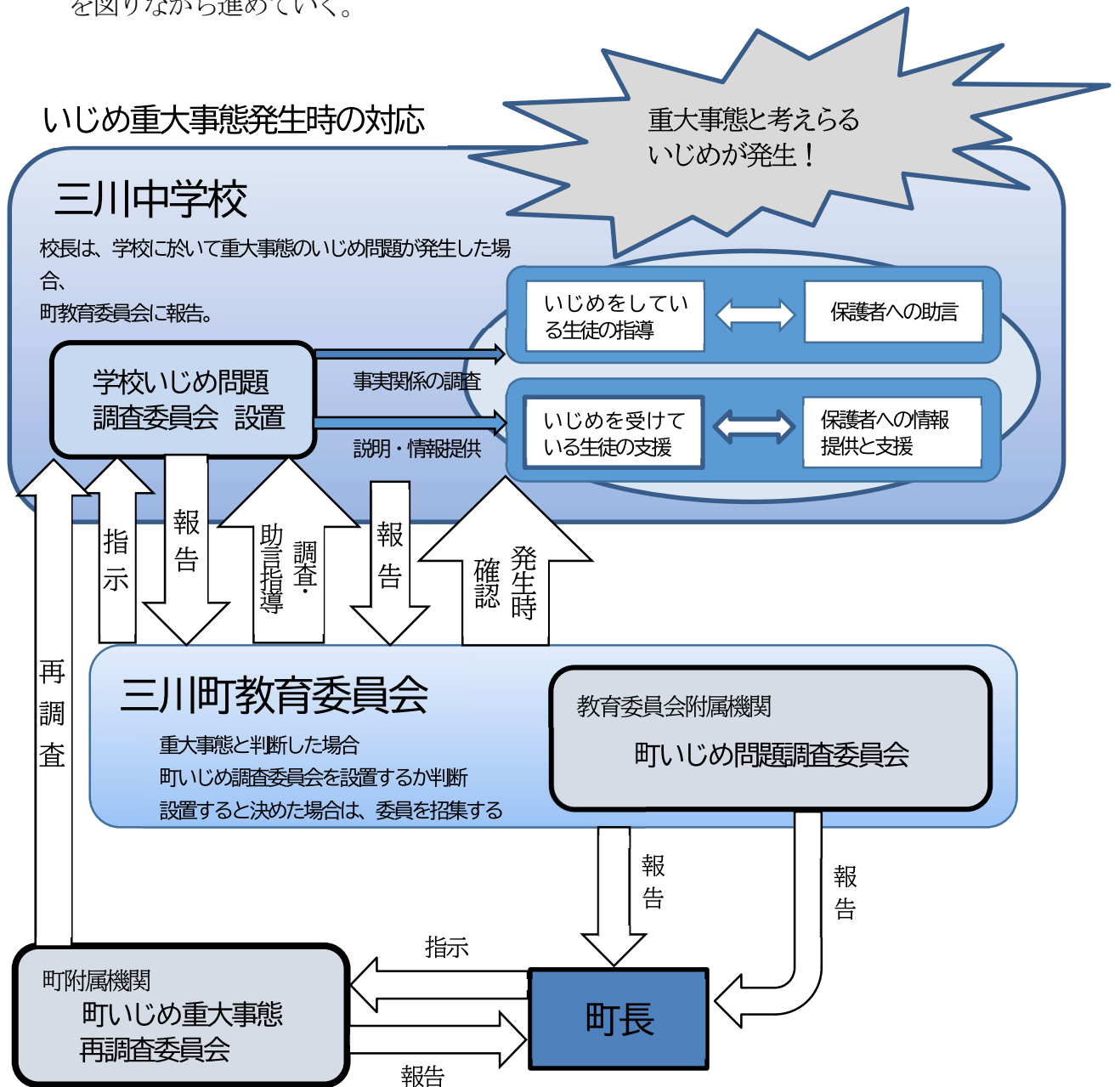
○ 校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

○ 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、速やかに三川町教育委員会を通じて三川町長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

○ 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ三川町教育委員会、三川駐在所、児童相談所、山形県教育委員会「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。



7 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

8 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ① 「教育相談アンケート・いじめ発見アンケート」の実施、それを受けた「教育相談」を通し、生徒の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② 担任、養護教諭等の連携により、教育相談体制を機能させる。
- ③ **具体的な計画は、学校経営概要による。** → 別添資料参照

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ① 生徒にとって実効感のともなう活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。
- ② 指導方針の共有、組織的対応を常に意識して指導、支援にあたる。
- ③ **具体的な計画は、学校経営概要による。** → 別添資料参照

9 校内研修

(1) いじめの理解、組織的対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ① 定例職員会議において、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ② 特に「**道徳の授業**」の充実、「**生徒指導の機能を生かした授業づくり**」について研修を深め、いじめ問題の未然防止に努める。

10 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- 学校評価において、その目的を踏まえて、いじめ問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

- 学年、学級懇談会や学校（学年・学級）だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル等

- ① いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- ② 学期末の職員会議において、いじめ問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

月	関連する学校教育活動		サイクル	いじめ対策組織	取組内容
	学校行事等	いじめに関わる取組内容			
4	職員会議・校内研修	いじめ防止基本方針の確認	P 準備	学校いじめ防止基本方針に基づく	
	授業参観・PTA総会	いじめ防止基本方針に関する学校説明		対策推進委員会	運営方針と分担の確認
	教育相談アンケート①	いじめに関わる情報収集			
5	生徒総会	今年度のいじめ問題に関わる取組を審議	D 実行	学校いじめ防止基本方針に基づく	
	教職員面談①	いじめ防止基本方針に係る取組を評価			
	教育相談①	教師と生徒の関係づくり、いじめに関わる情報収集			
	いじめアンケート① QU①の実施	いじめの把握のためのアンケート QU①の実施		調査	アンケート実施
6	校内研修	各種検査の分析及び結果の交流	実践		
7	二者・三者面談 (保護者会)	いじめの発生状況の報告、いじめ防止基本方針に関する取組の説明及び情報収集		対策推進委員会	いじめに係る学校評価の中間点検
8	休業明け個人面談	いじめに関わる情報収集	C 点検	学校いじめ防止基本方針に基づく	
9	校内研修	学校評価の中間点検の状況報告及び意見交換			
	生徒会活動	いじめ撲滅取り組み			
10	教職員面談②	教職員の取組の中間点検			
	いじめアンケート②	いじめの把握のためのアンケート	調査	アンケート実施	
	教育相談アンケート②	いじめに関わる情報収集	調査	アンケート実施	
11	教育相談②	教師と生徒関係作り、いじめに関わる情報収集	確認		
	QU②の実施	QUの結果を受け、資料を基に学年で深める。			
	民生児童委員との懇談会	いじめの発生状況の報告、学校評価の中間点検の状況報告及び意見交換、いじめに関わる情報収集		教育委員会訪問	いじめの発生状況や各種検査の結果を踏まえ、教育委員会(指導主事等)から取組状況に関する助言を受ける
12	校内研修	各種検査の分析及び結果の交流 いじめに関する教職員の課題・解消策の確認	A 改善	学校いじめ防止基本方針に基づく	
	生徒会活動	いじめ撲滅取り組み			
	三者面談 (保護者会)	いじめの発生状況の報告、学校評価の中間点検の状況報告及び意見交換、いじめに関わる情報収集		対策推進委員会	いじめ防止基本方針の変更案作成
1	職員会議・校内研修	今年度発生した事案の事例検討 いじめ防止基本方針の変更案について審議	P 計画		
2	教職員面談③	教職員の課題解消に向けた取組の確認			
	PTA理事会	いじめ防止基本方針の変更案について意見交換			
3	職員会議	いじめ防止基本方針の変更案決定		学校いじめ防止基本方針の変更	

1.1 その他

(1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

- 地域行事や社会教育主催の活動への積極的参加、クラブ活動等による異年齢交流等を通し、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめ問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

- 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

1.2 生徒理解（いじめや悩みの早期発見）のための取り組み計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
行事	始業式・入学式	生徒総会 校内駅伝大会 3年修学旅行 いじめアンケート QUアンケート	地区総体 定期テスト	1年地域学習 2年職場体験 二者・三者面談 1学期終業式	2学期始業式	運動会 地区新人総体
取り組み	生徒理解研修 教育相談アンケート・	2日～12日 教育相談を実施 県いじめ発見調査 いじめに係る取組 の振り返り① QU結果の考察			いじめに係る取組 の振り返り（職員 研修②）	生徒会による いじめ撲滅 取り組み
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	北ブロック大会 いじめアンケート QUアンケート	定期テスト	生徒会役員選挙 三者面談 2学期終業式	3学期始業式	定期 テスト	卒業式 修了式
取り組み	教育相談アンケート 県いじめ発見調査 QU結果の考察	教育相談	生徒会による いじめ撲滅への 取り組み	いじめに係る取組 の振り返り（職員 研修③）		いじめ防止対策 推進委員会

※ 詳細については、別紙の年間計画による。

1.3 相談ダイヤルについて

(1) 三川町立三川中学校… 電話 0235-66-3117 教頭・養護教諭・学年主任等へ

(2) 県教育センター … 〒994-0021 天童市大字山元字犬倉津2515

- 教育相談ダイヤル …023-654-8181 月～金（平日）8:30～20:30・土日祝8:30～17:30
- いじめ相談ダイヤル…023-654-8383 24時間受け付け
- 来所相談予約受付ダイヤル…023-654-8181 平日8:30～17:00（土日祝を除く）
- 教育相談メール … non-ijime@pref.yamagata.jp（英数半角文字）

※ 返信にはお時間を頂いております。PCメールの叶非設定を行っているとお受診できない場合があります。

(3) 法務局人権擁護課 …〒990-8790 山形市緑町1丁目5-48 山形地方合同庁舎

- SOSミニレター … 上記の住所で手紙を受け付けています。
- 子どもの人権110番 …0120-007-110 月～金（平日）8:30～17:15
※ 土日祝日と平日の時間外は、留守番電話です。
- 子どもの人権SOS-eメール … <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinmken113.html>
※ 24時間受け付けします。また、法務省のホームページでも相談を受け付けています。